

第8章 事後調査の計画

8-1 事後調査の項目

対象事業に係る周辺環境への影響として、工事中は、建設の稼働、工事関連車両の運行、土地改変による影響、供用時は焼却施設及び破砕施設の稼働、廃棄物の搬出入車両や廃棄物の発生による影響が予想される。これらの内容について、生活環境や動植物に与える影響の程度を予測・評価した結果、前章までに記載したとおり、環境の保全に関する評価指標を満足すると予測された。但し、工事計画や施設計画について未確定の部分があることから、事業特性、関係地域の概況、調査、予測及び評価の結果を勘案し、予測の不確実性が高い項目として、表8-1-1に示すとおり、事後調査項目を選定した。

表8-1-1 事後調査を行う項目及びその理由

環境要素	項目	事後調査を行う理由
騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は評価指標を下回っているが、工事計画の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
	施設の稼働	施設の稼働に伴う騒音の予測結果は評価指標を下回っているが、設置する設備機器の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は評価指標を下回っているが、工事計画の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
	施設の稼働	施設の稼働に伴う振動の予測結果は評価指標を下回っているが、設置する設備機器の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
低周波音	施設の稼働	施設の稼働に伴う低周波音は、現駒岡清掃工場と同程度になるものと予測しているが、設置する設備機器の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
動物	施設の稼働	事業実施区域及び周辺地域では、注目すべき種であるヒナコウモリ科、希少猛禽類、クマゲラが確認されている。これらは工事の実施及び施設の稼働に伴う影響は極めて小さいと予測しているが、事業実施区域周辺における生息状況を確認するため、事後調査を実施する。 エゾシカについては、保全緑地に誘引されることを想定して侵入防止措置を行うが、施設等供用後の事業実施区域において、センサーカメラによる侵入状況の確認を行う。

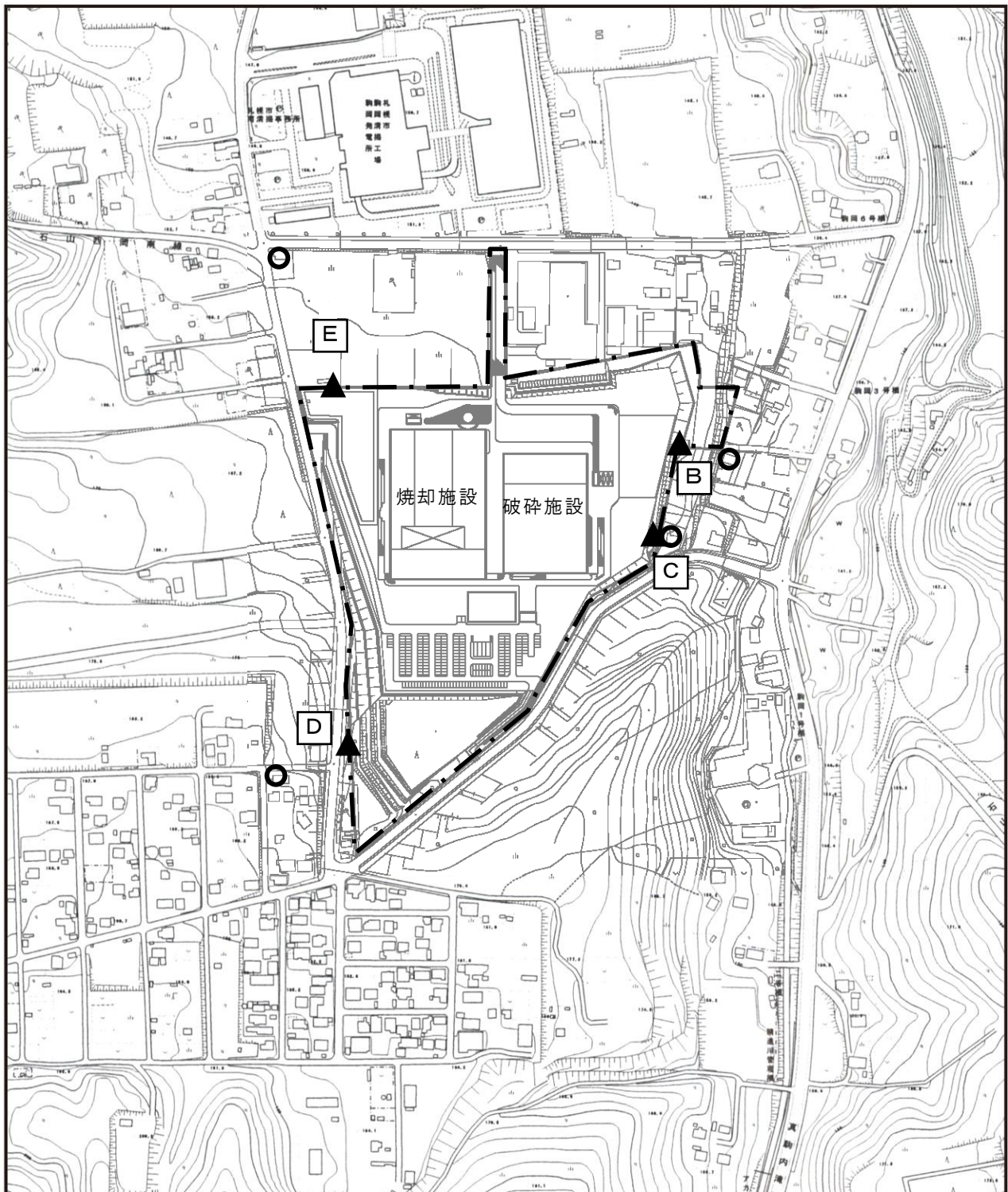
8-2 事後調査の内容

事後調査の内容を表8-2-1に、騒音、振動、低周波音の事後調査地点を図8-2-1に、動物の事後調査地点を図8-2-2に示す。

表8-2-1 事後調査の内容

環境要素	項目	事後調査内容	
騒音	建設機械の稼働	調査項目	時間率騒音レベル(Lx)
		調査時期	造成工事がピークとなる時期(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、D地点、E地点
		調査方法	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準について」に記載の方法に準拠
	施設の稼働	調査項目	等価騒音レベル(LAeq)、時間率騒音レベル(Lx)
		調査時期	供用開始後(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、C地点、D地点、E地点 近接住居B地点、C地点、D地点、E地点
		調査方法	騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制基準」及び「騒音に係る環境基準について」に記載の方法に準拠
振動	建設機械の稼働	調査項目	時間率振動レベル(Lx)
		調査時期	造成工事がピークとなる時期(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、D地点、E地点
		調査方法	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令)に記載の方法に準拠
	施設の稼働	調査項目	時間率振動レベル(Lx)
		調査時期	供用開始後(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、C地点、D地点、E地点 近接住居B地点、C地点、D地点、E地点
		調査方法	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令)に記載の方法に準拠
低周波音	施設の稼働	調査項目	低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベル
		調査時期	供用開始後(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、C地点、D地点、E地点 近接住居B地点、C地点、D地点、E地点
		調査方法	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁大気保全局)に定める方法に準拠
動物	施設の稼働	調査項目	ヒナコウモリ科、エゾシカ、希少猛禽類、クマゲラ等(一般種も記録)
		調査時期	施設供用後、供用開始3年後、5年後(3回)※ ・ヒナコウモリ科：7月 ・エゾシカ：4月～翌年3月(センサーカメラ継続設置、月1回点検) ・希少猛禽類：5月、6月 ・クマゲラ等：4～5月
		調査地点	・ヒナコウモリ科、エゾシカはそれぞれの調査範囲内で実施する。 ・希少猛禽類及びクマゲラ等は定点4地点(St.1、St.2、St.3、St.4)及び任意観察。
		調査方法	・ヒナコウモリ科は、バットディテクターを用いた任意観察により、鳴き声等を記録する方法とする。 ・希少猛禽類とクマゲラ等は、定点観察法及び任意観察法により、種類及び確認状況を記録する方法とする。 ・エゾシカは、センサーカメラを1年間設置することにより侵入状況の観察を行う。設置数はエゾシカの行動把握に必要な数とする。

※ 動物調査については、供用開始後3回調査を行うこととしているが、市長意見を踏まえ、有識者の意見聴取により、必要に応じて調査の継続を行う。



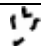

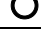
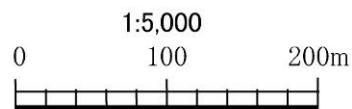
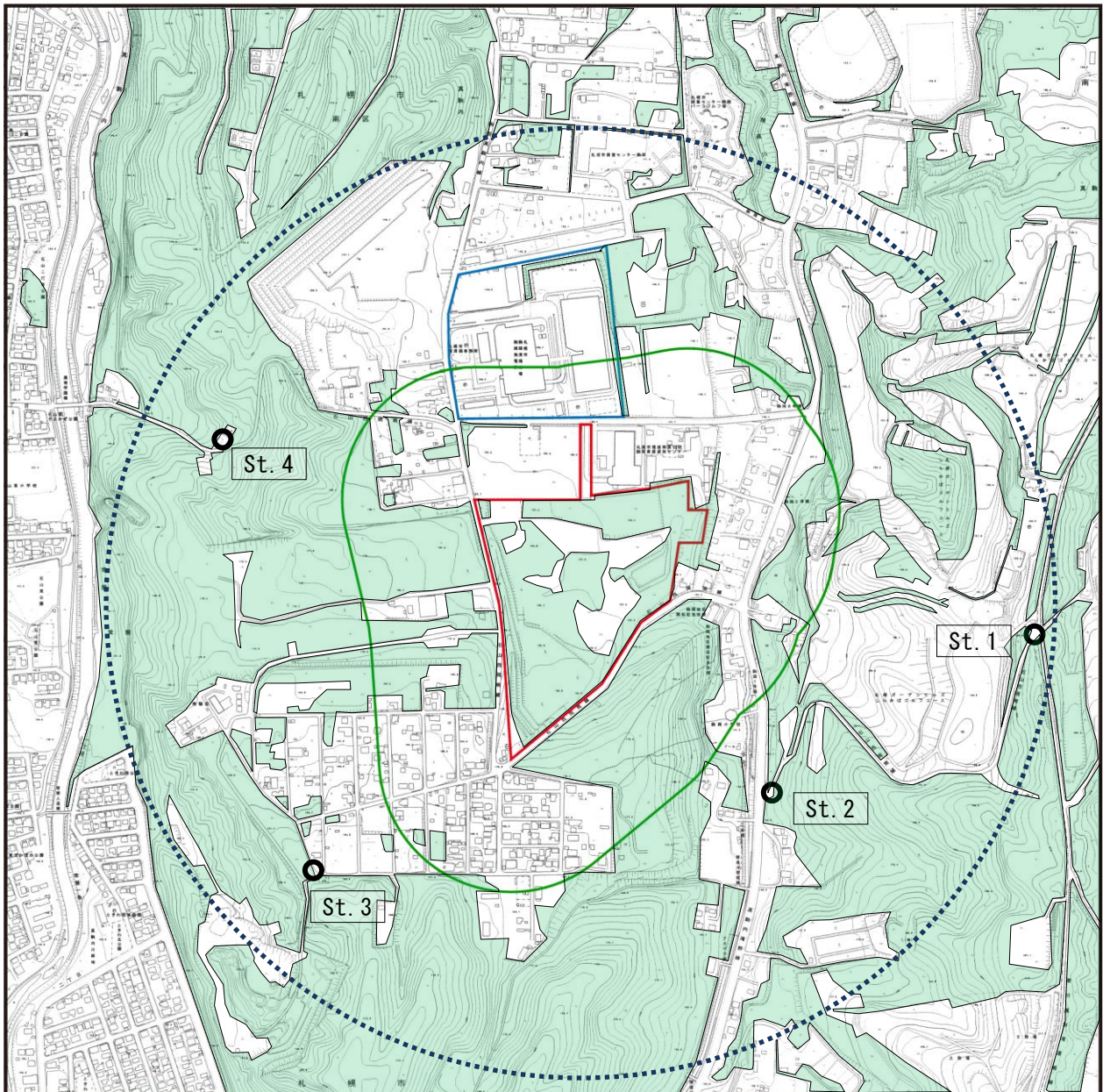
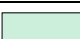
凡 例	
	事業実施区域
	事後調査地点(敷地境界)
	事後調査地点(近接住居)

図8-2-1 事後調査地点位置図
(騒音、振動、低周波音)

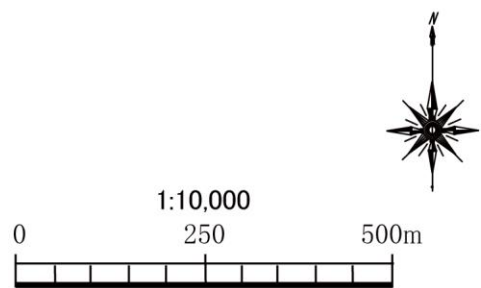




凡 例	
	現駒岡清掃工場
	事業実施区域
	準備書段階調査範囲
	森林植生範囲
	事後調査範囲 (ヒナコウモリ科)
	事後調査範囲 (エゾシカ)
	事後調査地点 (希少猛禽類、クマゲラ等)

注)ヒナコウモリ科は任意観察法、希少猛禽類とクマゲラ等は、定点観察法及び任意観察法、エゾシカはセンサーカメラによる記録を行う。

図8-2-2 事後調査地点位置図
(ヒナコウモリ科、エゾシカ、
希少猛禽類、クマゲラ等)



8-3 事後調査報告書の提出時期

事後調査の結果は、表8-3-1に示すとおり工事の終了後及び施設の供用開始後にそれぞれ事後調査報告書として取りまとめ、札幌市長に提出するとともに、公告・縦覧を行う。

また、施設の供用開始後に行う事後調査については、実施の時期が異なるため、それぞれの調査について、速報として札幌市ホームページに公表する。

なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいものとみなされる場合には、適切な環境保全措置を講じることとする。

表 8-3-1 事後調査の公表事項

調査時期	調査内容	公表事項
工事中	騒音、振動	工事に係る事後調査報告書を作成し、公表
供用開始後	騒音、振動、低周波音	調査終了後、速報をHPにて公表
供用開始後1年目	動物	調査終了後、速報をHPにて公表
供用開始後3年目	動物	調査終了後、速報をHPにて公表
供用開始後5年目	動物	供用時に係る事後調査報告書を作成し、公表

供用時に係る事後調査報告書については、供用開始後5年目の動物調査の終了後に供用開始後に行ったすべての調査を取りまとめ公告・縦覧を行う。

また、市長意見を踏まえ、動物に係る調査期間延長の必要を有識者に意見聴取し、必要に応じて、継続調査を行うものとし、継続調査の有無についても、供用時に係る事後調査報告書に明記するものとする。

8-4 定期的な検査

施設供用後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等に基づき、下水道への放流水、ごみ質、排ガス、焼却残渣物等について定期的に検査を実施する。このうち、焼却炉の排ガスに係る検査内容は表8-4-1に示すとおりである。

これらの検査結果は、検査年報として札幌市ホームページに掲載し、公表する。また、焼却炉の燃焼温度など、連続測定をしている記録簿については、施設で閲覧できるようにするとともに、月ごとに運転状況報告書を取りまとめて札幌市ホームページに掲載し、公表する。

表8-4-1 焼却炉の排ガスに係る検査内容

項 目	測定頻度
ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物	6回／年
ダイオキシン類	1回／年
水銀	3回／年